

滞納市税でお悩みのかた

税務課管理収納係 TEL 25-1132・1136
伊勢県税事務所納税課 TEL 0596-27-5127

県・市町による共同滞納整理について

鳥羽市を含む南勢志摩地域の3市4町と伊勢県税事務所では、11月と12月の2カ月を「差押強化月間」と位置付け、地方税の滞納整理に取り組みます。

何もせずに未納をそのまま放置しておいても問題の解決にはなりません。それどころか延滞金の増加、勤務先や取引先への調査、差し押さえ・公売などの不利益を受けることになりますので、早めに窓口や電話で相談してください。

鳥羽市の滞納市税に対する取り組み

納税することができるにもかかわらず、納期限を過ぎても市税などを納税していないかたに、地方税法などで定められた滞納処分を実施します。

その場合は、勤務先などへ調査を行った後、給与・売掛金の差し押さえを実施するなどの滞納整理、または三重地方税管理回収機構に徴収権の移管を行います。

三重地方税管理回収機構とは

県内市町の滞納地方税の徴収を専門的に行う組織として設立されました。県内各市町の滞納整理事案を引き

受け、専門的な手法を駆使しながら迅速な滞納整理を行っています。

鳥羽市の直近3年の移管状況は、次のとおりです。

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
移管件数	3件	9件	15件
徴収額	4,706,319円	6,872,226円	22,339,462円

三重地方税管理回収機構への移管状況

平成16年の機構設立以降、移管した案件は延べ約200件で、徴収額は約3億円となっています。

放置しないで相談を

「けがや病気」「失業」など、やむを得ない事情により一時的に納税することが困難な場合には、市税については鳥羽市税務課（市役所西庁舎2階）、県税については伊勢県税事務所まで相談してください。

納税相談窓口の開設

事前予約不要で、納税相談窓口を開設します。気軽に相談してください。

と き 12月19日（金） 午後5時15分～6時15分

と ころ 市役所西庁舎2階・税務課

税を考える週間 ～これからの社会に向かって～

11月11日～17日

国税庁では、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。特に、毎年11月11日～17日までの1週間を「税を考える週間」とし、納税意識の向上に向けたさまざまな取り組みを実施しています。

① 国税庁ホームページによる情報発信

国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、税に関する学習コンテンツや国税庁の重点的な取り組みについて紹介します。

② SNSによる情報発信

税に関する情報を広くお知らせすることを目的として、X（旧 Twitter）、Instagram（国税庁リクルート専用）、YouTube（国税庁動画チャンネル）、および LINE（国税庁 LINE 公式アカウント）を開設し、施策やイベント情報などを随時発信しています。

③ 講演会やイベントの開催

申告・納税に関する利便性が高まるツールの紹介についてなど、全国各地で講演会や関係団体と連携した各種イベントを開催します。

④ 公益財団法人日本サッカー協会（JFA）との連携

国税庁広報大使の公益財団法人日本サッカー協会と、「税を考える週間」に合わせたイベントを各地で開催します。

税を考える週間



国税庁
https://www.nta.go.jp
法人番号 7000012050002

